別紙３

通信制いじめ対応（校内）マニュアル

１　いじめ問題の発見、連絡、通報等

・ いじめられている本人からの訴え
・ 個人面談等による教師の発見、気づき
・ 他の生徒や保護者からの報告、連絡
・ 地域の人からの報告、通報

↓

２　初　期　対　応　〔発見者・担任・学年主任等〕

・訴えてきた生徒の主張を尊重し、迅速に対応する。
・いじめた側の生徒の考え・行為を正確に把握する。
・第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
・報告（担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→副校長→校長）

↓

３　いじめ防止等対策委員会

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任
保健主事・人権教育主任・関係職員・（ＳＳＷ）

・情報、事実の正確な把握と確認に努める。　・情報や現状認識の共有化を図る。
・対応について検討する。（必要に応じて学年会や生徒指導部会を開く。）

↓

４①　学　年　会
＋関係職員

４②　生徒指導部会
＋関係職員

↓

５　臨　時　職　員　会　議

(1) 情報交換を行い、対応を報告、協議する。
(2) 共通理解を図り、統一された指導に努める。

校長・副校長・教頭

・体制の確立
・保護者、地域、マスコミ等への対応

・必要に応じて、臨時保護者会（学年学校）を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を依頼する。

↓

６　具　体　的　な　対　応

＊担任だけで処理せず、組織全体での対応を原則とする。（役割分担）

専門機関・医療機関等の活用
（ＳＳＷ・ｶｳﾝｾﾗｰ）

↓

６①　生　徒　（　被　害　者　）

・心の支えになれることを第一に考える。（共感）
・生徒の成長を促す指導を心がける。（援助）

６②　傍　観　者

＊傍観することはいじめを認め、助長することだと指導し、いじめを許さない心情を高めていく。

６③　生　徒　（　加　害　者　）

・生徒の話を途中で遮らず、理由、言い分をしっかり聞く。（理解）
・いかなる場合でもいじめは許されることではないことを理解させる。（指導）

雰囲気　を醸成する

保　護　者　へ　の　連　絡

・家庭訪問し、事実を正確に伝達（できる限り加害者側の担任も）
・保護者の心情の理解と共感
・事後の密な連携

↓

７　学校・学年全体の問題として考える

いじめを許さない心情と雰囲気づくり
・いじめ防止、早期発見、早期指導、継続した指導
・特別活動、生徒会活動の活用

保　護　者　へ　の　連　絡

・家庭訪問し、事実を正確に伝達
・保護者の心情の理解と共感
・生徒の更正と相手生徒関係改善
・事後の密な連携

↓

８　報　告

・ 報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
・ 対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討等を行う。

※校長が重大事案と判断した場合、直ちに県教育委員会へ報告する。なお、外部対応については、別紙２「いじめ発生時対応フロー図通信制」による。

↓

９　指　導　の　継　続

事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を練る。